

# 図書館年報



平成20年度  
(2008.4~2009.3)

## 目 次

． 概要	
1． 三郷町の概要	1
2． 図書館活動の歩み	1
3． 施設の概要	2
4． 運営方針	2
5． 館の特色	3
6． 職員構成	3
7． 予算及び決算	3
． 図書館奉仕活動の概要	
1． 館内奉仕	4
2． 定例行事	5
3． 資料の分類等	5
4． 収集方針	6
． 図書館資料	
1． 分類別蔵書数	8
2． 分類別貸出冊数	9
3． 年間受入新聞種数	9
． 利用状況	
1． 月別入館者 / 開館日数 / 貸出人数	10
2． 月別貸出冊数	10
3． 住所別貸出冊数	11
4． 予約・リクエスト状況	12
5． 相互貸借の状況	12
6． 地域別登録者数	13
7． 年齢別登録者数	13
8． 平成20年度実績比率	14
9． 視聴覚室・会議室利用状況	14
10． 複写サービス	14
11． レファレンスサービス	14
12． インターネットサービス	14
13． 生涯学習室利用状況	14
． 行事	
1． 図書館主催行事	15
2． コンサート	15
3． ボランティア教室	15
4． 日曜日のおはなし会	16
5． 土曜の午後のおはなし会	16

6 . ブックスタート . . . . .	16
7 . ゆりかごおはなし会 . . . . .	16
8 . 上映会 . . . . .	17
9 . 定期的講演会 . . . . .	17
三郷町立図書館雑誌目録 . . . . .	18 ~ 22
三郷町立図書館条例 . . . . .	23
三郷町立図書館条例施行規則 (様式省略)	24 ~ 29

## 概要

### 1. 三郷町の概要

三郷町は、奈良県の北西部に位置し、奈良県と大阪府の府県境にあり、人口23,029人（H21.4.1現在）、面積8.8平方キロメートル、町の中心から東西およそ2kmで大阪府柏原市と斑鳩町に入るといふ小さな町です。

大阪からの交通の便が大変良く、大阪市内のビジネス街から電車で40～50分ということから昭和35年から宅地開発が進み、大阪のベッドタウンとして人口が急増してきました。また、町の北西に金剛生駒国定公園の信貴山があり、「朝護孫子寺」・「農業公園のどか村」などの観光地を中心に年中多くの観光客が訪れています。

### 2. 図書館活動の歩み

昭和60年	7月	三郷町コミュニティセンター図書室設置
平成元年	2年	2回の住民意識調査で図書館の設置希望が多数を占める
平成3年	10月	図書館建設にむけて、文化振興課内に準備担当事務局を置き、助役を座長に、収入役・教育長・関係部長を委員に据え総数9名による「図書館建設準備会」を発足させる
平成4年	3月	「図書館建設準備会」による建設報告書を提出
平成5年	5月	三郷町議会内に「図書館建設特別委員会」設置
平成5年	9月	三郷町立図書館基本構想作成
平成6年	3月	近鉄信貴山下駅前を図書館建設場所として提案 町議会で上記提案を了承
平成6年	4月	図書館建設予定地の用地買収（先行取得）業務開始
平成8年	3月	図書館建設予定地の用地買収完了
平成8年	8月	図書館建設工事起工
平成9年	10月	三郷町図書館条例施行
平成9年	12月	図書館建設工事建物部分完成
平成10年	2月	図書館建設工事竣工
平成10年	3月22日	三郷町立図書館開館
平成10年	11月	上映会開始
平成13年	2月1日	来館者100万人突破
平成14年	4月	ブックスタート事業開始・本の森探検隊開始
平成14年	10月	ブックリサイクル事業開始
平成15年	4月	ティーンズコーナー設置
平成15年	10月	図書館システム入替
平成15年	11月	ネットおよびモバイルによる蔵書検索・予約延長可能 ホームページ開設。レファレンスコーナー設置
平成16年	6月8日	来館者200万人突破
平成18年	1月1日	土曜日の閉館時間が17時から19時までに延長
平成18年	4月1日	貸出の対象を町内住民及び在勤・在学の方に変更する
平成19年	4月1日	武鹿文庫設置

平成19年10月

三郷町立図書館開館10周年記念

「武鹿悦子講演会」「末崎茂樹原画展」開催

### 3. 施設の概要

【館名】 三郷町立図書館

【所在地】 〒636-0812

奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目4番4号

【電話番号】 0745-33-3030

【FAX番号】 0745-33-3188

【図書館HPアドレス】 <http://www.lib.sango.nara.jp/>

【休館日】 ・毎週水曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

・館内整理日（12月を除く毎月月末及び1月4日。ただし、当該末日が土・日曜日及び休館日に当たるときは、直近の火曜日とし、1月4日が休館日に当たるときは、1月5日とする）

・特別整理期間（毎年14日以内で委員会の定める日）

【開館時間】 平日及び土曜日 9時30分～19時

日曜日 9時30分～17時

（但し、開架室以外の図書館施設の利用は、9時30分～18時30分）

【構造・面積他】

用地面積	3808.62㎡
建築面積	2036.01㎡
延床面積	5075.90㎡
各階床面積	地階 1,173.72㎡ 1階 1,916.31㎡ 2階 1,985.87㎡
駐車場（第1・2）	57台（40台+17台）
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
総事業費	2,963,553千円

### 4. 運営方針

三郷町の生涯学習推進のための基盤施設として、住民の生涯学習に対するニーズに応えるべく、住民の文化の創造・発展を支援し、住民の求める情報を可能な限り提供できる情報発信基地として図書館を位置づける。そのために資料及び情報を収集、整備、保存し提供する。

また、余暇の増大、高齢化社会の到来、学校完全5日制に対応して、図書館を生涯学習の拠点とし、小さい子どもからお年寄り、あるいは、ハンディキャップを持つ方にも、やさしさのある、誰でもが気軽に利用できる、住民相互のふれあいを創り出し、憩いのある場とする。

## 5. 館 の 特 色

- ( 1 ) 奈良県のみならず、近畿 2 府 4 県及び三重県、福井県の一部の 9 0 %以上の府県市町村史を収集。
- ( 2 ) 人権問題の収集。
- ( 3 ) 個人の寄贈による記念文庫（桐陰文庫・武鹿文庫）を持つ。
- ( 4 ) 利用には、貸出点数を制限しない。（一部除外資料有り）

## 6. 職 員 構 成（平成 2 1 年 4 月 1 日現在）

職 名	館 長	館長補佐	主 査	司 書	臨時職員(常勤)	臨時職員(非常勤)
人 数	1	1	1	2	2	6
司書資格	有	有	無	有	有	有

## 7. 予 算 及 び 決 算

単位（千円）

年 項目	平成 2 0 年度		平成 2 1 年度		
	決算額 (見込)	%	当初予算額	%	
一般会計 ( a )	6,587,641		6,560,000		
教育費 ( b ) [ b / a % ]	708,094	10.7	984,934	15.0	
図 書 館 費	総 額 ( c ) [ c / b % ]	74,677	10.5	75,314	7.6
	資 料 費 ( d ) [ d / c % ]	10,464	14.0	10,750	14.3
	内 図書費	8,358		8,000	
	雑誌・新聞費	1,464		1,750	
	視聴覚資料費	642		1,000	
	人件費 ( e ) [ e / c % ]	23,664	31.7	25,478	33.8
その他の経費 ( f ) [ f / c % ]	40,549	54.3	39,086	51.9	

## ．図書館奉仕活動の概要

### 1．館内奉仕

#### (1) 閲覧・貸出

- 対象者 閲覧に対する住所要件は求めない。  
( 貸出は18年度より町内在住及び在勤・在学者のみに変更。 )
- 貸出冊数 制限無し( 視聴覚資料・雑誌・コミックは除く )
- 貸出期間 図書：2週間、視聴覚資料：1週間

#### (2) レファレンスサービス(参考業務)

口頭・電話・文書で寄せられる質問に対し、図書館資料を通して回答したり、三郷町立図書館に所蔵していない資料に対しては、所蔵館に照会のうえ回答する。

#### (3) コピーサービス(資料の複写)

図書館資料について、著作権法の範囲内で複写に応じる。

#### (4) 予約・リクエストサービス

貸出中の資料については予約の処理(予約サービス)をし、未所蔵の資料については、収集方針に照らし、購入及び相互貸借等により利用要求に応える。(リクエストサービス)

尚、リクエストサービスについては、三郷町民のみとする。

#### (5) 対面読書サービス

視覚に障害がある方、対面読書を必要とする利用者を対象に実施する。

#### (6) 相互貸借

利用者の求めに応じ、図書館に所蔵していない資料について、他の図書館等の所蔵を調査のうえ、資料を借り受ける。

また、他の図書館からの求めに応じ、資料を貸し出す。

#### (7) 団体貸出

学校その他施設からの求めに応じ、資料を貸し出す。

#### (8) 体験就業(インターンシップ)

地元の学校(三郷中学校・奈良産業大学)を対象に実際の労働や奉仕の体験を通して社会で働くことの厳しさや素晴らしさを経験し、自分の将来を切り開き社会に貢献する態度を培っていけるよう指導する。

## 2. 定 例 行 事

- |                              |                         |
|------------------------------|-------------------------|
| ( 1 ) おはなし会                  | 毎週日曜日 午前 10 時 30 分から    |
| ( 2 ) 土曜の午後のおはなし会            | 第 4 土曜日 午後 2 時から        |
| ( 図書館ボランティアサークル「おたまじゃくし」 )   |                         |
| ( 3 ) 上映会                    | 毎週土曜日 午後 2 時から          |
| ( 4 ) ブックスタート                | 7 ヶ月児健診 ( 保健センターにて ) 隔月 |
| ( 5 ) 七夕まつり                  | 7 月 1 日 ~ 7 月 7 日頃      |
| ( 6 ) 夏のつどい                  | 7 月下旬                   |
| ( 7 ) 大人のためのストーリーテリング        | 7 月上旬                   |
| ( 8 ) 冬のつどい                  | 12 月下旬                  |
| ( 9 ) 詩の朗読と音楽会               | 11 月中旬                  |
| ( 10 ) 本の森探検隊                | 7 月上旬 ~ 8 月末            |
| ( 11 ) ブックリサイクル              | 10 月下旬 ~ 11 月上旬         |
| ( 12 ) 図書館見学 ( 小学 1 ・ 2 年生 ) | 6 月 ・ 11 月頃             |
| ( 13 ) ブックトーク ( 小学 2 年生 )    | 11 月頃                   |
| ( 14 ) 夕暮れコンサート              | 年 6 回                   |
| ( 15 ) ゆりかごおはなし会             | 年 6 回                   |

## 3. 資 料 の 分 類 等

### ( 1 ) 分 類

NDC 新訂 9 版により分類

一般書 5 桁 ・ 児童書 3 桁とする。

一般小説は「 F 」、絵本は「 E 」、紙芝居は「 C 」とする。

### ( 2 ) 目 録

コンピュータ目録 ( 利用者は登録をすれば自宅等からインターネット及びモバイルで検索可能 )

### ( 3 ) 別 置 記 号

R . . . 参考図書	K . . . 郷土資料	B . . . 文庫	S . . . 新書本
T . . . 桐蔭文庫	Y . . . 洋書	YA . . . ティーンズ	



#### 4. 資料収集方針

1. 三郷町立図書館は、図書館法に基づく公立図書館として、すべての町民の知る権利、学ぶ権利を保障するために、図書館員が総力をあげて、町民への資料提供を無料で行う。町民への資料提供は、町民の図書館に対する期待と要求にそった資料提供を前提としている。したがって、リクエストのあった資料は最大限提供するよう努める。
2. すべての町民を奉仕対象とする公立図書館として、次の目的を達成するために役立つ資料を収集する。

- (1) 町民が資料の利用を通して学び、楽しみ、豊かな生活を創造することができる。
- (2) 町民が仕事のためや社会生活を送る上で、必要な知識や情報を得ることができる。
- (3) 子どもたちが読書の喜びを発見し、情緒豊かに成長していくことができる。
- (4) 高齢者が地域社会の中で生き甲斐を持ち、社会参加することができる。
- (5) 図書館利用に障害のあるすべての人々が、平等に図書館サービスを受けることができる。
- (6) 人権を守り、差別のない地域社会を創る。
- (7) 地域社会の一員として、地域の文化や行政に関する理解を深めることができる。
- (8) 町民が、国政や地方自治など時事に関する理解を深め、行動することができる。

以上の事項を達成するために、図書に限らずあらゆるメディアによる資料を収集の対象として考える。

3. 資料収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」を基本精神とし、思想・信条の自由を最大限に生かすことを次のように確認する。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想・信条・宗教・党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の偏った個人的な関心や、好みによって選択しない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって、資料収集の自由を放棄したり紛糾を恐れて自己規制したりしない。

これら以外に資料収集・提供に携わる図書館員は、自立規範としての「図書館員の倫理綱領」を尊重して、その職務を遂行する。

なお三郷町では、部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指しており、当館でも人権にかかわる問題については研修を深め、資料の収集にあたる。

- 4 . 図書館の収集した資料が、どのような思想や主義主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。  
民主主義の基本は、個々の多様性を認め合うことであり、各々の資料が表現する思想や主義主張は、一人ひとりの読者が判断するものである。
- 5 . 資料収集にあたっては、図書館職員司書で構成された選書会議で行い、図書館館長がこれを決定する。
- 6 . この収集方針は、図書館にとっては、資料収集の基本姿勢を不断に確かめるためにまた町民には図書館サービスの基本について理解を広げるために、常に公開し、町民の利用実態、図書館サービスの進展に合わせて、適宜改訂していくものである。  
図書館は、資料収集についての町民の意見には、謙虚に耳を傾け、誠意をもって応えるものである。

# 図書館資料

## 1. 分類別蔵書数

「桐蔭」は桐蔭文庫・桐蔭雑誌・桐蔭洋書の総称

	分類	受入			除籍解除	払出		蔵書数	
		購入	寄贈	弁償		除籍	削除		
一般書	0. 総記	76	17	0	0	9	0	3,727	
	1. 宗教	146	28	0	0	16	0	5,969	
	2. 歴史	450	59	1	0	180	0	13,499	
	3. 社会	767	134	1	0	22	0	16,594	
	4. 自然	464	11	3	0	26	0	9,805	
	5. 工学	400	39	0	0	157	0	10,125	
	6. 産業	134	7	1	0	5	0	3,647	
	7. 芸術	301	73	1	0	15	0	14,574	
	8. 語学	53	4	1	0	5	0	2,974	
	9. 文学	469	103	2	0	0	0	24,693	
	F. 小説	715	227	3	0	17	0	19,447	
	ティーンズ	84	5	0	0	1	0	2,129	
	人権	2	22	0	0	0	0	1,043	
	環境	19	140	0	0	0	0	879	
	点字	0	11	0	0	2	0	164	
	洋書	0	4	0	0	1	0	372	
	郷土	9	190	0	0	2	0	3,558	
	桐蔭	0	0	0	2	0	0	22,357	
	地図・他	0	1	0	0	2	0	4,367	
	合計		4,089	1,075	13	2	460	0	159,923
児童書	0. 総記	35	23	0	0	0	0	684	
	1. 宗教	5	0	0	0	2	0	257	
	2. 歴史	16	3	0	0	12	0	2,020	
	3. 社会	42	18	0	0	29	0	1,802	
	4. 自然	72	67	0	0	35	0	3,512	
	5. 工学	30	5	0	0	65	0	1,079	
	6. 産業	28	0	0	0	9	0	639	
	7. 芸術	38	31	0	0	3	0	1,760	
	8. 語学	9	25	0	0	2	0	534	
	9. 文学	260	0	2	0	4	0	11,548	
	ティーンズ	12	12	0	0	0	0	598	
	絵本	468	10	8	0	18	0	12,690	
	紙芝居	10	2	0	0	0	0	1,362	
	洋書	0	15	0	0	0	0	438	
	合計		1,025	211	10	0	179	0	38,923
	視聴覚	分類	受入			除籍解除	払出		蔵書数
		購入	寄贈	弁償	除籍		削除		
C D		55	4	1	0	5	0	2,895	
L D		0	0	0	0	0	0	426	
V D		0	1	0	0	8	0	1,873	
C T		0	17	0	0	0	0	257	
C R		0	0	0	0	2	0	116	
D V D		76	15	0	0	3	0	1,051	
合計	131	37	1	0	18	0	6,618		
雑誌	合計	1,823	184	1	0	2,196	1	8,263	
総	合計	7,068	1,507	25	2	2,853	1	213,727	

## 2. 分類別貸出冊数

	分類	貸出冊数	比率	
	一般書	0.総記	2,590	
1.宗教		6,265	3.63	
2.歴史		16,333	9.46	
3.社会		13,304	7.70	
4.自然		8,549	4.95	
5.工学		24,763	14.34	
6.産業		5,830	3.38	
7.芸術		11,713	6.78	
8.語学		2,478	1.43	
9.文学		16,823	9.74	
F.小説		46,843	27.13	
ティーンズ		4,980	2.88	
人権		49	0.03	
環境		326	0.19	
コミック		11,368	6.58	
洋書		148	0.09	
郷土		69	0.04	
桐蔭		31	0.02	
その他		228	0.13	
合計		172,690	100.00	
児童書	分類	貸出冊数	比率	
	0.総記	891	1.27	
	1.宗教	832	1.19	
	2.歴史	2,971	4.24	
	3.社会	1,245	1.77	
	4.自然	4,345	6.19	
	5.工学	2,093	2.98	
	6.産業	736	1.05	
	7.芸術	3,743	5.34	
	8.語学	841	1.20	
	9.文学	17,076	24.34	
	ティーンズ	586	0.84	
	絵本	33,297	47.47	
	紙芝居	1,363	1.94	
	洋書	126	0.18	
合計	70,145	100.00		
視聴覚	分類	貸出冊数	比率	館内利用
	C D	11,072	46.34	
	L D		0.00	285
	V D	3,809	15.94	527
	C T	6	0.03	850
	D V D	9,007	37.70	0
合計	23,894	100.00	504	
雑誌	合計	16,607		2,166
総合計	283,336			

## 3. 年間受入新聞種数

種類	タイトル	数
一般紙	朝日新聞	10
	毎日新聞	
	読売新聞	
	産経新聞	
	日本経済新聞	
	奈良新聞	
	日本証券新聞	
	ニューヨークタイムズ	
	ジャパンタイムズウィークリー	
	スポーツニッポン	
児童紙	朝日中学生新聞	2
	毎日小学生新聞	
合計		12

## 利用状況

### 1. 月別入館者 / 開館日数 / 貸出人数

(単位：人)

年月	開館日数	入館者数	貸出人数			合計
			町内	町外(県内)	町外(県外)	
2008年4月	23	15,713	7,320	260	21	7,601
2008年5月	24	16,317	7,632	300	25	7,957
2008年6月	24	16,655	7,522	326	28	7,876
2008年7月	24	20,340	7,903	273	21	8,197
2008年8月	27	25,163	9,207	339	21	9,567
2008年9月	22	16,378	6,903	256	14	7,173
2008年10月	24	17,537	7,175	237	19	7,431
2008年11月	24	16,306	7,450	254	13	7,717
2008年12月	22	14,867	6,949	250	14	7,213
2009年1月	22	14,197	6,096	245	11	6,352
2009年2月	13	10,150	4,809	147	5	4,961
2009年3月	24	16,830	7,547	231	15	7,793
合計	273	200,453	86,513	3,118	207	89,838

### 2. 月別貸出冊数

(単位：冊)

年月	一般書	児童書	雑誌	視聴覚	合計	内自動貸出機
2008年4月	14,442	5,501	1,358	2,037	23,338	4,198 : 17.99%
2008年5月	15,484	5,837	1,518	1,849	24,688	4,192 : 16.98%
2008年6月	15,335	6,601	1,372	1,970	25,278	4,896 : 19.37%
2008年7月	15,018	6,867	1,409	2,003	25,297	4,704 : 18.60%
2008年8月	16,912	8,599	1,637	2,502	29,650	5,707 : 19.25%
2008年9月	13,936	5,108	1,393	1,882	22,319	3,794 : 17.00%
2008年10月	14,336	4,965	1,361	1,905	22,567	3,788 : 16.79%
2008年11月	14,459	6,577	1,466	2,064	24,566	4,500 : 18.32%
2008年12月	14,707	5,904	1,336	2,250	24,197	4,426 : 18.29%
2009年1月	12,332	4,582	1,285	1,797	19,996	3,795 : 18.98%
2009年2月	11,141	3,691	981	1,431	17,244	3,168 : 18.37%
2009年3月	15,174	5,327	1,491	2,204	24,196	4,238 : 17.52%
合計	173,276	69,559	16,607	23,894	283,336	51,406 : 18.14%

### 3. 住所別貸出冊数

地域名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
町内	22,603	23,790	24,347	24,371	28,723	21,497	21,910
平群町	231	261	229	221	332	193	167
斑鳩町	69	70	73	70	67	112	42
安堵町	7	0	4	20	0	19	14
王寺町	116	76	101	103	137	89	90
河合町	31	16	14	9	17	4	4
上牧町	2	16	5	1	1	2	9
広陵町	0	0	3	0	2	0	1
葛城市	2	8	8	10	20	5	7
香芝市	19	85	32	94	52	32	70
その他の県内	208	311	366	317	253	296	205
県外	50	55	96	81	46	70	48
合計	23,338	24,688	25,278	25,297	29,650	22,319	22,567

地域名	11月	12月	1月	2月	3月	合計	地域貸出比率(%)
町内	23,875	23,365	19,346	16,823	23,514	274,164	96.76
平群町	208	304	167	150	268	2,731	0.96
斑鳩町	63	102	57	33	62	820	0.29
安堵町	5	10	8	0	1	88	0.03
王寺町	98	96	130	67	68	1,171	0.41
河合町	10	5	8	2	46	166	0.06
上牧町	3	1	3	2	5	50	0.02
広陵町	7	0	2	0	1	16	0.01
葛城市	13	4	12	3	7	99	0.03
香芝市	18	15	18	13	18	466	0.16
その他の県内	234	244	202	141	164	2,941	1.04
県外	32	51	43	10	42	624	0.22
合計	24,566	24,197	20,515	17,244	24,196	283,336	100.00

#### 4. 予約・リクエスト状況

年月	予約	リクエスト	合計
2008年4月	970	56	1,026
2008年5月	963	59	1,022
2008年6月	1,007	56	1,063
2008年7月	995	56	1,051
2008年8月	1,124	54	1,178
2008年9月	957	51	1,008
2008年10月	993	46	1,039
2008年11月	1,058	63	1,121
2008年12月	966	54	1,020
2009年1月	796	48	844
2009年2月	632	39	671
2009年3月	1,174	58	1,232
合計	11,635	640	12,275

#### リクエスト内訳

受付冊数	購入冊数	他館借受	その他
640	456	175	9

「その他」...リクエスト受付以降、利用者が辞退したものや  
絶版等の理由で提供できなかったもの  
所蔵の案内のみしたものなど

#### 5. 相互貸借の状況

図書館名	貸出冊数	借受冊数
奈良県立図書情報館	110	43
奈良県立橿原図書館	0	0
奈良市立図書館(中央・北部・西部)	12	6
安堵町立図書館	2	0
川上村立かわかみ図書館	0	0
斑鳩町立図書館	13	18
生駒市図書館	98	30
王寺町立図書館	57	9
大淀町立図書館	3	1
橿原市立図書館	36	7
香芝市民図書館	38	14
河合町立図書館	52	0
川西町立図書館	6	3
上牧町図書室	16	0
広陵町立図書館	2	0
御所市立図書館	30	2
桜井市立図書館	4	2
葛城市立図書館	65	1
田原本町立図書館	14	9
天理市立図書館	2	1
宇陀市立中央図書館	14	4
大和郡山市立図書館	48	2
大和高田市立図書館	5	3
五條市立図書館	13	0
下市町立図書館	4	0
平群町立図書館	219	1
その他県外の図書館	2	15
大学図書館	0	2
合計	865	173

## 6. 地域別登録者数

	19年度末	今年度 登録者数	20年度末	地域登録率 (%)
町内	15,843	449	16,292	98.63
平群町	49	1	50	0.30
斑鳩町	22	5	27	0.16
安堵町	2	-1	1	0.01
王寺町	21	1	22	0.13
河合町	13	-7	6	0.04
上牧町	7	-3	4	0.02
広陵町	1	2	3	0.02
葛城市	1	1	2	0.01
生駒市	21	8	29	0.18
香芝市	10	4	14	0.08
大和郡山市	11	-1	10	0.06
田原本町	4	4	8	0.05
奈良市	21	-3	18	0.11
その他の県内	7	0	7	0.04
県外	19	7	26	0.16
町外合計	209	18	227	1.37
総合計	16,052	467	16,519	100.00

## 7. 年齢別登録者数

年齢	男性	女性	合計	比率(%)
～ 6	179	200	379	2.29
～ 9	255	211	466	2.82
～ 12	329	277	606	3.67
～ 15	298	305	603	3.65
～ 19	428	444	872	5.28
20代	1,080	1,349	2,429	14.70
30代	1,023	1,752	2,775	16.80
40代	811	1,211	2,022	12.24
50代	821	1,185	2,006	12.14
60代	1,058	1,219	2,277	13.78
70～	965	1,067	2,032	12.30
その他(団体等)			52	0.31
合計	7,247	9,220	16,519	100.00



8. 平成20年度実績比率(平成21年4月1日現在 23,029人)

町民一人あたりの貸出冊数	11.90	町内貸出冊数/人口【冊/人】
登録率(町内)	70.74	登録者数/人口【%】
実績貸出冊数(町内)	17.39	貸出冊数/登録者数(町内)【冊/人】
実績貸出冊数(全体)	17.15	貸出冊数/登録者数(全体)【冊/人】
蔵書回転率( )	1.32	貸出冊数/蔵書冊数【回】
町民一人あたりの蔵書数	9.28	蔵書冊数/人口【冊/人】

9. 視聴覚室・会議室利用状況

	利用回数
視聴覚室	120
会議室1	70
会議室2	4
会議室3	59
団体活動室	49
生涯学習室	176

10. 複写サービス

モノクロ	カラー
6,569	437

11. レファレンスサービス

記録有り	記録無し(クイック)
5	238

12. インターネットサービス(2台)

2548回
-------

13. 生涯学習室利用状況

	開室日数	席数	利用人数
2008年4月	11	616	43
2008年5月	13	728	162
2008年6月	13	728	167
2008年7月	14	1284	265
2008年8月	27	1512	596
2008年9月	8	448	152
2008年10月	13	728	228
2008年11月	13	728	198
2008年12月	11	616	159
2009年1月	9	504	142
2009年2月	5	280	101
2009年3月	11	616	77
合計	148	8788	2290

## 行事

### 1. 図書館主催行事(上映会・コンサート・ボランティア教室を除く)

年月日	行事	出演	場所	人数
平成20年4月24日(木) から 平成20年8月19日(火)	本の森探検隊	参加対象:町内小学生	図書館	/
平成20年6月28日(土) 14:00~	源氏物語千年紀講演会	講師:巳野 欣一	視聴覚室	130
平成20年7月20日(日) 14:00~	夏のつどい	出演:おたまじゃくし	視聴覚室	50
平成20年10月24日(金) から 平成20年11月30日(日) 10:00~17:00	ブックリサイクル	(提供冊数) 3719冊中2596冊提供	会議室3	519
平成20年11月15日(土) 10:30~	大人のための ストーリーテリング	出演:おたまじゃくし	視聴覚室	6
平成20年11月29日(土) 14:00~	詩の朗読と音楽会	演奏:室内楽アンサンブルフローラ 朗読:鷲尾 恵	視聴覚室	47
平成20年12月13日(土) 14:00~	冬のつどい	出演:おたまじゃくし	視聴覚室	50
平成21年3月15日(日) 14:00~	武鹿文庫記念 童謡コンサート	朗読:武鹿悦子 前田奈美江 伴奏:樋口 有紀	視聴覚室	140

### 2. コンサート

日時	名称	出演	場所	人数
4月20日(日)16:30	夕暮れコンサート	ブルースカイ	開架室内	40
6月22日(日)16:30	夕暮れコンサート	ブルースカイ	開架室内	27
8月10日(日)14:00	大正琴コンサート	琴苗会あじさいグループ	視聴覚室	50
8月24日(日)16:30	夕暮れコンサート	ブルースカイ	開架室内	43
10月26日(日)16:30	夕暮れコンサート	ブルースカイ	開架室内	45
12月 7日(土)14:00	クリスマスギター演奏会	ドルチェ	視聴覚室	50
12月21日(日)16:30	夕暮れコンサート	ブルースカイ	開架室内	50
1月25日(日)14:00	大正琴コンサート	大正琴アンサンブル和	視聴覚室	52
2月15日(日)16:30	夕暮れコンサート	ブルースカイ	開架室内	50

### 3. ボランティア教室

名称	講師	作品	参加人数
シニア旅行英会話教室(全12回)	内田ルリコ	シニア向け旅行英会話講習	15

#### 4. 日曜日のおはなし会

年月	回数	人数		
		子供	大人	合計
平成20年 4月	4	87	38	125
平成20年 5月	3	97	39	136
平成20年 6月	5	117	40	157
平成20年 7月	3	82	39	121
平成20年 8月	5	111	48	159
平成20年 9月	4	139	49	188
平成20年10月	4	80	27	107
平成20年11月	5	97	36	133
平成20年12月	4	74	34	108
平成21年 1月	3	67	27	94
平成21年 2月	3	57	15	72
平成21年 3月	4	92	39	131
合計	47	1100	431	1531

#### 5. 土曜の午後のおはなし会

年月日	人数		
	子供	大人	合計
平成20年 4月26日	3	1	4
平成20年 5月24日	7	4	11
平成20年 6月28日	10	2	12
「夏の集い」のため中止			
平成20年 8月23日	8	4	12
平成20年 9月27日	7	3	10
平成20年 10月25日	6	5	11
平成20年 11月22日	4	1	5
「冬の集い」のため中止			
平成21年 1月24日	7	2	9
平成21年 2月14日	2	1	3
平成21年 3月28日	7	4	11
合計	61	27	88

#### 6. ブックスタート

年月日	対象者	参加者
平成20年 5月17日	23	21
平成20年 7月 1日	25	21
平成20年 8月26日	23	23
平成20年 10月21日	30	27
平成20年 12月 9日	26	23
平成21年 2月 3日	30	29
平成21年 3月24日	31	28
	188	172

#### 7. ゆりかごおはなし会

年月日	参加人数
平成20年 5月20日	30
平成20年 7月22日	49
平成20年 9月16日	75
平成20年 11月25日	29
平成21年 1月27日	50
平成21年 3月24日	59
	292

## 8. 上映会

上映日	内 容	人 数	月別人数
4月5日	シコふんじゃった	50	
4月12日	花つみ日記	70	
4月19日	初恋のきた道	66	
4月26日	ローマの休日	70	256
5月10日	ビルマの豎琴	84	
5月17日	愛人	65	
5月24日	私は二歳	48	
5月31日	十二人の怒れる男	53	250
6月7日	忍びの者	54	
6月14日	男と女	61	
6月21日	源氏物語	85	200
7月5日	家族	63	
7月13日	晩春	50	
7月27日	小さな恋のメロディー	39	152
8月2日	少年時代	58	
8月9日	火垂るの墓	75	
8月23日	禁じられた遊び	55	
8月30日	人間の条件	72	260
9月6日	人間の条件	78	
9月13日	野良犬	55	
9月20日	エデンの東	85	218
10月4日	人間の条件	80	
10月18日	山椒大夫	52	
10月25日	或る夜の出来事	38	170
11月1日	小早川家の秋	52	
11月8日	隣の八重ちゃん	44	
11月15日	大阪物語	62	
11月22日	モロッコ	52	210
12月6日	雨上がる	58	
12月20日	にごりえ	50	
12月27日	昼下がりの情事	59	167
1月10日	男はつらいよ 寅次郎忘れな草	53	
1月17日	マダムと女房 おしどり歌合戦	51	
1月24日	隠し砦の三悪人	57	
1月31日	リオ・ブラボー	73	234
2月7日	男はつらいよ あいあい傘	86	
2月14日	ゴジラ(54年版)	54	140
3月7日	白い巨塔	93	
3月21日	挽歌	74	
3月28日	タイタニック	81	248
	合 計		2505

## 9. 定期的講演会

四国八十八ヶ所修行の旅(全4回)			
7月26日	四国八十八ヶ所修行の旅	- 徳島県	45
8月16日	四国八十八ヶ所修行の旅	- 高知県	26
9月27日	四国八十八ヶ所修行の旅	- 愛媛県	32
10月11日	四国八十八ヶ所修行の旅	- 香川県	17
	合 計		120
			120

# 三郷町立図書館雑誌目録

2008年度版

	合計	購入	寄贈
タイトル数	130	117	13

	タイトル	刊別	保存年数	備考
1	アエラ	週刊	永年	
2	あかい奈良	季刊	永年	
3	アサヒカメラ	月刊	永年	
4	アニメージュ	月刊	2年	
5	あまから手帖	月刊	2年	
6	いきいき	月刊	3年	
7	一枚の繒	月刊	3年	
8	イングリッシュ・ジャーナル	月刊	3年	
9	ウェッジ	月刊	3年	2008年11月号より
10	美しいキモノ	季刊	5年	
11	エッセ	月刊	3年	
12	エクラ	月刊	3年	2008年12月号より
13	エデュー	月刊	3年	2008年4月号より
14	オール讀物	月刊	5年	
15	おしゃれ工房	月刊	3年	
16	オッジ	月刊	2年	
17	オレンジページ	月2回	2年	
18	オレンジページクッキング!	季刊	3年	
19	音楽の友	月刊	3年	
20	家庭画報	月刊	3年	
21	関西ウォーカー	隔月	1年	
22	関西のつり	隔月	2年	
23	季刊 銀花	季刊	5年	
24	キネマ旬報	月2回	永年	
25	きょうの健康	月刊	5年	
26	きょうの料理	月刊	5年	
27	近代将棋	月刊	2年	2008年6月号までで休刊
28	暮らしと健康	月刊	5年	
29	グッドリフォーム	月刊	2年	寄贈
30	暮らしの手帖	月刊	永年	
31	暮らしの手帖別冊	その他	永年	
32	クレア	月刊	2年	
33	クロワッサン	月2回	2年	
34	芸術新潮	月刊	10年	
35	月刊おひさま	月刊	3年	

	タイトル	刊別	保存年数	備考
36	月刊かがくのとも	月刊	永年	最新号以外は種別「児童」に変更
37	月刊暮ワールド	月刊	2年	
38	月刊自家用車	月刊	3年	
39	月刊たくさんのふしぎ	月刊	永年	最新号以外は種別「児童」に変更
40	月刊ニュースがわかる	月刊	10年	
41	月刊百科	月刊	3年	寄贈
42	月刊大和路ならら	月刊	10年	
43	現代	月刊	5年	2009年1月号で休刊
44	こどものとも	月刊	永年	最新号以外は種別「児童」に変更
45	こどものとも0.1.2	月刊	永年	最新号以外は種別「児童」に変更
46	子どもの本棚	月刊	永年	
47	ゴルフダイジェスト	月刊	2年	
48	サイタ	月2回	2年	
49	サライ	月2回	3年	
50	サンデー毎日	週刊	1年	
51	週刊朝日	週刊	1年	
52	週刊エコノミスト	週刊	1年	
53	週刊サッカーマガジン	週刊	2年	
54	週刊新潮	週刊	1年	
55	週刊ダイヤモンド	週刊	1年	
56	週刊東洋経済	週刊	1年	
57	週刊文春	週刊	1年	
58	週刊ベースボール	週刊	1年	
59	出版ニュース	旬刊	5年	寄贈
60	趣味の園芸	月刊	5年	
61	小説新潮	月刊	5年	
62	小説すばる	月刊	5年	
63	小説ノン	月刊	5年	
64	聖徳	季刊	永年	寄贈
65	新潮	月刊	5年	
66	新潮45	月刊	5年	
67	JR時刻表	月刊	1年	
68	スクリーン	月刊	5年	2008年12月号より
69	すてきな奥さん	月刊	3年	
70	世界	月刊	5年	

	タイトル	刊別	保存年数	備考
71	ダ・ヴィンチ	月刊	3年	
72	旅の手帖	月刊	3年	
73	たまひよこっこクラブ	月刊	3年	
74	短歌	月刊	5年	
75	淡交	月刊	3年	
76	ダンチュウ	月刊	2年	
77	チサイ・オキイ・ヨワイ・ツヨイ	季刊	3年	
78	地方自治情報	月刊	10年	寄贈
79	中央公論	月刊	5年	
80	鉄道ジャーナル	月刊	3年	
81	テニスマガジン	月刊	3年	
82	点字県政だより奈良	月刊	5年	寄贈 点字雑誌
83	点字ジャーナル	月刊	5年	点字雑誌
84	点字毎日	週刊	5年	寄贈 点字雑誌
85	陶工房	季刊	5年	
86	図書	月刊	10年	寄贈
87	図書館雑誌	月刊	永年	寄贈
88	とらいべる	季刊	3年	寄贈
89	波	月刊	5年	寄贈
90	日経ビジネス	週刊	2年	
91	日経マネー	月刊	2年	
92	日本児童文学	隔月	5年	
93	ニューズウィーク日本版	週刊	3年	
94	ニュートン	月刊	5年	
95	ノジュール	月刊	3年	2008年4月号より
96	ノンノ	月2回	1年	
97	パープル	月刊	3年	
98	俳句	月刊	5年	
99	パッチワーク通信	隔月	5年	
100	ハナコウエスト	月刊	1年	
101	ぴあ関西版	隔週	1年	
102	ピーエイチピー	月刊	1年	
103	日経PCビギナーズ	月刊	2年	2008年4月号より
104	ビーパル	月刊	2年	
105	美術手帖BT	月刊	10年	





三郷町立図書館条例

平成9年9月30日

条例第27号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集、整理及び保存して、町民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリューション等に資することを目的として、本町に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
三郷町立図書館	奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目4番4号

(職員)

第3条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(管理)

第4条 図書館は、三郷町教育委員会(以下「委員会」という。)が、これを管理する。

(使用料)

第5条 図書館の生涯学習室、視聴覚室及び会議室を利用しようとする者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

2 町長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(町の出版物の納入)

第6条 町(行政委員会及び教育機関を含む。)において発行する出版物は、直ちに無償にて2部を図書館に納入しなければならない。

(利用者の秘密を守る義務)

第7条 図書館は、資料の提供活動等を通じて知り得た利用者の秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

付 則(平成14年12月18日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年12月26日条例第35号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

## 三郷町立図書館条例施行規則

平成9年10月1日

教委規則第5号

### (目的)

第1条 この規則は、三郷町立図書館条例（平成9年9月三郷町条例第27号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、三郷町立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料（法第3条第1号に掲げる図書館資料をいう。以下同じ。）の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の貸出し
- (3) 読書案内
- (4) 参考業務
- (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励
- (6) 館報その他の読書資料の発行及び頒布
- (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
- (8) 他の図書館、学校、公民館、研究機関等との連絡及び協力
- (9) 町内学校図書館との連絡提携
- (10) 読書団体との連絡及び協力並びに当該団体の活動の促進
- (11) 郷土資料の収集及び提供
- (12) その他図書館の運営及び目的達成のために必要な事業

### (開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、三郷町教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

平日及び土曜日	午前9時30分から午後7時まで
日曜日及び12月28日	午前9時30分から午後5時まで

### (休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週水曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が水曜日に当たるときは、その翌日）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) 館内整理日（12月を除く毎月月末及び1月4日。ただし、当該末日が土・日曜日及び休館日に当たるときは、直近の火曜日とし、1月4日が休館日に当たるときは、1月5日とする。）
- (5) 特別整理期間（毎年14日以内で委員会の定める日）

(入館の制限)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して図書館への入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公益の維持管理を妨げる者
- (2) 施設又は資料の保全に支障がある行為を行う者
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員
- (4) その他管理上支障があると認める者

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は、図書館内において次に掲げる事項を守らなければならない

- (1) 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 自己又は他人に危害を及ぼし、若しくはそのおそれがあると認められる物を携帯するほか迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 建物、設備、その他器具等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (6) 許可を得ないで館内及びその敷地内で広告をし、又は飲食物、その他物品を販売陳列等はしないこと。
- (7) その他委員会の指示すること。

(図書館資料の管理)

第7条 図書館資料の管理は、館長が行う。

- 2 図書館資料は、館長が特に貴重と認めるものを除き、すべて利用者に貸し出し、開架制を原則とする。
- 3 図書館資料の受入れは、会計年度により区分し、その所属年度は、現に受入れのあつた日の属する年度とする。図書館資料の除籍・廃棄についても同様の取扱いをするものとする。
- 4 館長は、図書館資料の受入れ、除籍・廃棄に関する基本台帳簿及び必要な補助簿等を備え、図書館資料の管理をしなければならない。ただし、消耗度の高いもの及び時期性の強いものについては、この限りではない。

(貸出の対象者及び手続き)

第8条 図書の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に所在する事業所に勤務する者
- (3) 町内に所在する学校に通学する者
- (4) その他特に委員会が認めた者

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、図書館利用者カード申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を委員会に必要事項記入のうえ提出しなければならない。

その際、住所、氏名、学校名、勤務先等を確認できる証票若しくはそ

の写し又は館長の指示する書類（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。

- 3 委員会は、申込書及び添付書類の内容を審査し、申込書を提出した者が第1項各号に該当する者（以下「登録者」という。）と認めるときは、貸出登録手続きを行い、図書館利用カード（第2号様式。以下「利用カード」という。）を登録者に交付する。  
（利用カードの取扱い）

第9条 利用カードの取扱いは、次に定めるとおりとする。

- （1）登録者が利用カードを紛失、き損、住所又は氏名等を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。  
（2）委員会は、前号の規定による届出があつたときは、利用カードの再交付を行うことができる。ただし、故意に利用カードを紛失又はき損した場合等においては、委員会は、利用カードの再交付を拒否することができる。  
（3）利用カードの再交付に係る費用は、登録者の負担とする。  
（4）利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。  
（貸出し）

第10条 図書館資料の貸出しを受ける者は、利用カードを提出しなければならない。

- 2 委員会は、登録者が利用カードを所持しない場合、登録者である確認の後、図書館資料の貸出しを認めることができる。  
3 委員会は、図書館資料のうち貴重なもの、著作権法（昭和45年法律第48号）に違反するおそれのあるもの、個人の情報に関するもの等貸し出すことが不相当と認めるものについては、その貸出しを禁止することができる。  
4 図書館資料の登録者への貸出期間は、図書については2週間以内、その他の資料については1週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる図書館資料は、図書については制限をしないが、その他資料については10点以内とする。ただし、委員会が特に必要あると認めるときは、この限りでない。  
（返納期間を過ぎた者に対する措置）

第11条 委員会は、図書館資料及びその他資料を期間内に返納しなかつた者に対し、その状況により一定期間図書館の利用を停止することができる。

- 2 前項の場合において、返納しなかつた者が町外に住所を有する者である場合で悪質と認められたときは、委員会は、この者の登録を抹消することができる。  
（利用の制限）

第12条 委員会は、条例又はこの規則の規定に違反した者に対しては、図書館資料の利用を一時停止若しくは禁止し、又は退館させることができる。

（賠償の責任）

第13条 利用者は、その責に帰すべき理由により、図書館資料、建物、付属設備等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、遅滞なくその顛末を事故報告書（第3号様式。）により委員会に報告し、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 委員会は、汚損し、破損し、又は滅失した図書館資料、建物、付属設備等が、原状

に復し、又はその損害が賠償されたとき、その確認を行い、事故報告をした利用者に事故回復確認書（第4号様式）を交付するものとする。

（図書館資料の複写）

第14条 図書館資料（視聴覚資料を除く。）の複写を依頼しようとする者は、図書コピー申込書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

- 2 図書資料の複写は、その一部分とし、1人につき1部とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、複写をすることができない。
  - （1）著作権法に違反するおそれがあると認められるもの
  - （2）複写により損傷を生ずるおそれがあるもの
  - （3）その他委員会が複写することを不相当と認めたもの
- 4 複写のための必要な経費は、複写を依頼した者の負担とする。

（図書館資料の寄贈）

第15条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、他の資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

- 2 図書館は寄贈された図書館資料がやむを得ない事由により滅失し、若しくは紛失し、又は汚損し、若しくは破損したときは、その責めを負わない。

（寄贈の手続）

第16条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈申込書（第6号様式）により申し出、委員会の承認を得て現品を提供するものとする。

- 2 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、特に必要があると認めたときはその経費の一部又は全部を委員会が負担することができる。

（相互貸出）

第17条 法の精神を踏まえ、利用者に対する図書館サービスを深めるため、図書館相互における図書館資料の相互貸出を行う。

- 2 相互貸出を行う図書館資料の範囲は、図書資料に限定する。ただし、館長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 図書資料の貸出点数は、一利用につき3点以内とする。
- 4 図書館資料の貸出期間は、図書館資料の発送及び返却に要する期間を含めて30日以内とする。
- 5 相互貸出に要する経費は、すべて借受け図書館の負担とする。ただし、委員会が特に認める場合は、この限りでない。

（施設の使用）

第18条 図書館の図書館資料を除く館内施設（以下「施設」という。）を使用できる者は、原則として本町に居住する者に限る。ただし、委員会が特に必要と認められた者は、この限りでない。

- 2 施設を使用できる時間は、午前9時30分から午後6時30分、（日曜日及び12月28日については、午後4時30分とする。）までとする。ただし、委員会が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用日の7日前までに

三郷町立図書館内施設使用申請書（第7号様式。以下「申請書」という。）に使用施設及び設備を記入のうえ委員会に提出しなければならない。

- 4 申請者が設備を次のように使用する場合は、図書館が指定する専門技術員を設備の操作者として、申請者の負担により配置しなければならない。
  - (1) 照明調光設備について、特別な配色や場面転換の要する使用
  - (2) 音響設備について、特別な配線や特殊な使用方法の要する使用
  - (3) 仮設電源盤を使用する場合
  - (4) 委員会が特別な使用であると認められる場合
- 5 第3項の申請書の受付は使用日の前2ヶ月の期間において行う。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 6 委員会は、申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは申請者に対し三郷町立図書館内施設使用許可書（第8号様式）を交付する。
- 7 委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者には、前項の使用の許可をしないものとする。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
  - (1) 商行為又はそれに類する行為
  - (2) 公序良俗に反する行為又はそれに類する行為  
(使用料の減免)

第19条 条例第5条第2項の規定により委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用料を減免することができる。

- (1) 三郷町が主催する事業に使用するとき。
- (2) その他委員会が特に必要があると認めるとき。  
(使用料の還付)

第20条 条例第5条第3項ただし書の規定による使用料の還付については、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責によらない事由により、使用することができなくなったとき。
- (2) その他委員会が特に必要と認めたとき。  
(使用者の義務)

第21条 施設の使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 使用後は、直ちにその旨を委員会に届け、係員の点検を受けること。  
(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、委員会館長が定める。

付 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

付 則（平成10年5月25日教委規則第3号）

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

付 則（平成12年8月29日教委規則第6号）  
この規則は、平成12年9月1日から施行する。

付 則（平成13年3月29日教委規則第3号）  
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年1月23日教委規則第1号）  
この規則は、公布の日から施行し、平成14年12月18日から適用する。

付 則（平成17年9月30日教委規則第6号）  
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年12月28日教委規則第8号）  
この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月28日教委規則第10号）  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。